

介護保険給付対象サービスに係る 負担金補助制度について

この制度は、介護保険サービスを受けられた際にお支払いになられた利用者負担金のうち、高額介護サービス費を控除した金額の一部を補助するものです。

(※食費・居住費・おむつ代・医療費は対象外)

【補助が受けられる方と補助の割合】

介護保険第1号被保険者（65歳以上）で、該当年度の介護保険料の区分が1段階の方に、利用者負担の各割合を補助します。（介護保険料未納の方は除く）

- 第1号区分・・・利用者負担の7割を補助します。

(老齢福祉年金受給者で世帯非課税者)

- 第2号区分・・・利用者負担の5割を補助します。

(世帯非課税者で本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下)

【補助対象】・・・要介護，要支援，介護予防・日常生活支援総合事業該当の方

- 居宅サービス
 - ・ 訪問介護・訪問入浴介護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導
 - ・ 訪問看護・通所介護・通所リハビリテーション・短期入所生活介護
 - ・ 短期入所療養介護・特定施設入居者生活介護・福祉用具貸与
- 施設サービス
 - ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護老人保健施設
 - ・ 介護療養型医療施設・介護医療院
- 地域密着型サービス
 - ・ 認知症対応型共同生活介護・夜間対応型訪問介護・小規模多機能居宅介護
 - ・ 認知症対応型通所介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - ・ 地域密着型通所介護

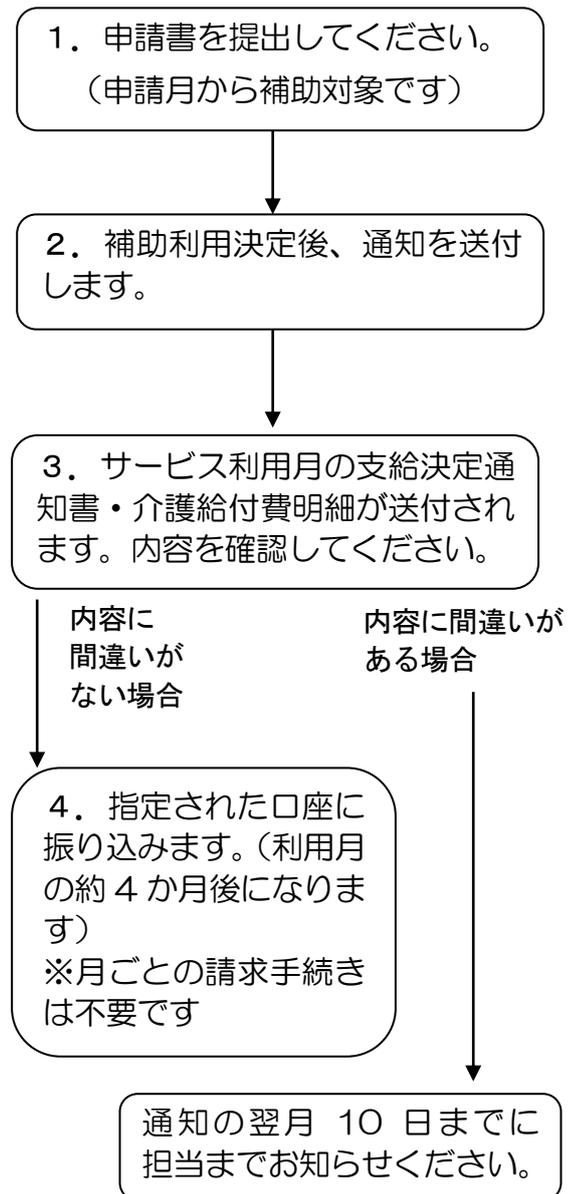
【補助のしくみ】～介護保険料区分第1段階（第2号区分）の方の場合～

	利用年月	サービス種類 (利用者負担額)	利用者負担額	高額介護 サービス費	補助対象額	補助金額 (補助対象額の5割)
例 1	令和2年 8月	訪問介護 (6,244円)	14,241円	/	14,241円	7,120円
		通所介護 (6,747円)				
		福祉用具貸与 (1,250円)				
例 2	令和2年 9月	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	25,575円	10,575円	15,000円	7,500円

【補助支給までのながれ】

補助の対象は、申請をした月の介護サービス利用分からです。（引き続き補助を希望される場合は7月に年1回の更新手続きが必要です）

1. 補助をご希望の方は、「介護保険給付対象サービスに係る負担金補助利用申請書」を市（長寿支援課窓口）に提出してください。
2. 内容を審査後、介護保険給付対象サービスに係る負担金補助利用決定通知書が送付されます。
3. 補助の利用期間内について、市より「支給決定通知書」「介護給付費明細」が送付されますので、内容を必ずご確認ください。内容に過誤がある場合は、通知の日付の翌月10日までに担当までご連絡ください。
4. 利用期間内について、あらかじめ申請書にご記入いただいた振込先口座に約4カ月後に支給決定金額が振り込まれます。なお、事業者からの介護給付費の請求遅延などにより、補助金の振込が遅れることがあります。



【注意していただきたいこと】

- 補助利用期間中に世帯員の中で市民税が課税され、介護保険料区分が変更された場合、この補助制度は利用開始に遡って取消しとなり、既に支給された補助金があった場合には、返還していただくこととなります。
- この補助制度は各年度の介護保険料の区分をもとに、利用決定となりますので、補助利用期間終了後、再度補助を希望される場合は、申請手続きが必要です。
- 介護保険料の未納がある場合は、未納分を納付していただかないと、補助制度が受けられません。

【お問い合わせ】

吉川市 健康長寿部 長寿支援課 介護給付係
電話 048(982)5119 (直通)